

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求書の受付

請求書の提出日は、平成30年2月2日で、同日これを受け付けた。

3 請求の内容

請求人提出の請求書による主張事実の趣旨及び措置要求は次のとおりである。
(原文のとおり。ただし、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) 請求の趣旨

九郎右エ門自治会（以下「同自治会」という）の集会所（以下「同集会所」という）整備事業に係る幸手市の補助金支出は、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱（以下「同要綱」という）第3条第2項のうち（1）及び（3）の規定に違反しており、違法である。

〈参考〉同要綱抜すい 第3条第2項（資料1）

（1）団体の自己資金がない集会所整備事業

（3）他の補助制度の適用を受ける集会所整備事業

※（1）の自己資金を自己負担に読み替えをした。

(2) 違法な補助金支出と判断するに至った背景

ア 資料2が新築された同集会所であるが、何の変哲もない平屋建ての16坪程度の集会所に1200万円もかかるはずがなく、相当高く見積もっても800万円がせいぜいであること。

イ 同自治会は、370万円を超える「団体資金」を拠出したとしているが、客観的で公正な裏付け資料が示されていないこと。

ウ 構成戸数17の同自治会には、370万円を超える繰越金など用途自由な剰金があり得ないことは、合理的推論で十分に説明できること。

エ 同自治会の収支報告、経理管理は矛盾だらけであること。

(3) 違法であることの説明

ア 団体の自己資金がない集会所整備事業であること。

(ア) 団体の自己資金については、同自治会の補助金交付申請書（資料3）の事業費の欄に見えるのみであり、他にはこの370万円を超える使用自由な余剰金の存在が全く見出せない。

(イ) 上記のとおり、構成戸数17の同自治会には、合理的推論により370万円を超える使途自由な余剰金はつくり得ない。

- ・ 当方で調べた類似の小規模自治会の年会費を参考にすると、仮に同自治会が月千円の年会費1万2千円とすると、同自治会の収入年額は20万4千円。あり得ないケースであるが、この収入年額すべてを繰越金として貯めたとして370万円余を収入年額で割ると、実に18年分余となってしまう。
- ・ 自治会活動のため収入年額の相当部分は経常経費として支出されるのであり、仮に多目に見て毎年3割相当額を繰越金として貯めたとして、先の370万円余りに到達するには60年を超える気の遠くなる期間を要する。

(ウ) 同自治会は併せて神社も護持しており、神社護持に係る収支行為を行っており、同自治会が自治会部分と神社分の経費を分けて処理していない場合、この神社分の繰越金を、あたかも自治会分の資金370万円余として偽ってこれを「見せ金」として、幸手市の補助金交付申請に臨んだことは十分に推測し得る。この場合であったとするならば、これは立派な詐欺行為となる。

(エ) また、他方同自治会において、繰越金がなかった場合、自己資金を拠出する方法として、17戸の構成員が1戸あたり22万円余を出し合ったことも考えられるが、このようなことがなされた形跡も全くない。

(オ) 以上、どの角度から見ても、同自治会は自己資金なき補助金交付申請を行ったことは明らかである。

イ 他の補助制度の適用を受けた集会所整備事業であること。

(ア) 国土交通省から同自治会には、7,658,528円の損失補償費が交付されており、同自治会が新たに整備する集会所建設に十分な資金が提供されている。（旧集会所は14坪余の平屋建てであり、坪単価は実に54万円余である。資料4）

(イ) これは正に他の補助制度で完全に補償されていることを示しており、

同自治会が幸手市に補助金を交付申請する根拠を完全に崩すものである。
(ウ) ちなみに、信頼し得る建設業者に聴いたところ、近隣の新築建売戸建て住宅の標準的坪単価は、40万円から45万円ということであった。

ウ 同自治会は、幸手市への補助金交付申請書どおり、12,657,600円の新集会所を整備したことになっているが、施工業者作成の2通の手書き領収書(資料5)と「平成29年3月24日付の現在までの収支報告について」(資料6)と突き合わせてみると、平成29年3月15日付の領収書No2の8,657,600円に相当するものが、9日後の3月24日の収支報告に影も形もない。

また、この収支報告によると、左最上部に「契約額7,658,528円」とあり、これは先の国土交通省の損失補償額と完全に一致するものであり、実際は、この金額で新集会所を整備したと推測するに足る傍証となるものではないかと考える。

エ また、先の(3)ーアー(ア)の同自治会の補助金交付申請書(資料3)が仮に有効であったとしても、ここでも同自治会は「事業費」の項目中「その他」として5,134,938円の金額を計上しているが、これは国土交通省から得た損失補償費として、7,658,528円を計上すべきであり、この差額分だけ「団体の資金」と「市補助金」は過大となっており、同自治会は幸手市から概算126万円の補助金を違法に受けたことになる。

オ 上記ウ、エからみても、同自治会の事務処理、経理処理は支離滅裂であり、信用度は限りなく低い。

(4) 以上(1)～(3)の記述を基にして、監査委員に対して、次の諸項目について適切に対応することを求める。

ア 同自治会に対して、同自治会が「団体の資金」3,761,623円を実際に支出したと主張するのであれば、同自治会の自治会相当分として拠出したことを客観的な批判に耐えうる公正な証拠書類を基に確認すること。

イ 施工業者と同自治会それぞれに対して、新集会所整備費としての入金と払出しについて、それぞれの金融機関発行の通帳により確認すること。

ウ 同自治会に対して、旧集会所14.1坪を新集会所16.1坪に拡大した意思決定過程を議事録を付して明らかにさせること。

エ 幸手市の市民協働課に対して、今回のように明らかに杜撰で偽りに満ちた補助金交付申請に適切に対応できなかったことについて、同課の組織体制上の問題点と担当職員の職務遂行上の問題点等を徹底して解明するとともに、再発防止を含めた根本的な改善策を提出させること。

オ 違法に交付された補助金を同自治会より速やかに返還させること。

別添事実証明書

資料 1 幸手市集会所整備事業補助金交付要綱（抜すい）

資料 2 新集会所完成写真及び平面図

資料 3 補助金交付申請書

資料 4 国土交通省損失補償協議書

資料 5 施工業者の領収証 2 通

資料 6 平成29年 3 月24日付同自治会「現在までの収支報告について」

追加提出された資料

- ・ 埼玉県幸手市上吉羽集会所改修・整備事業実施計画書
- ・ 幸手市集会所整備事業補助金交付要綱・別表第 2

第 2 請求の要件審査

平成30年 2 月 7 日、監査委員会を開催し、本請求が地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める要件を備えているか審査を行った。

法第 242 条第 1 項は、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

このことは、住民に対し、当該地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の違法若しくは不当行為又は怠る事実があると認めるときは、その監査を行い、当該

行為の防止、是正の措置等をとることを監査委員に請求することができる」と規定されたものである。

したがって、制度上、住民監査請求の対象は、地方公共団体の長又は職員等の個別的、具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られており、それ以外の非財務的な事項についてまで対象とするものではない。

また、住民監査請求の対象とする当該行為等は、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して個別的、具体的に示すことを要し、さらに当該行為等の違法性、不当性について単なる憶測や主観だけでなく具体的かつ客観的な根拠を示して、初めて請求の要件を満たすものと解されるものである。

1 請求人の要求

本件請求は、幸手市長が九郎右工門自治会（以下「同自治会」という。）の集会所（以下「同集会所」という。）整備事業に対し支出した補助金は、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第3条第2項のうち第1号及び第3号の規定に違反していると請求人が個別的、具体的に主張しており、幸手市長に対し、問題点の解明、再発防止、補助金の返還について適切に対応することを求めていることから、次に記載するものを除き、法第242条第1項に定める要件を備えているものと認め、受理することとした。

2 第1の3請求の内容（4）に記載された以下の事項

ア 同自治会に対して、同自治会が「団体の資金」376万1,623円を実際に支出したと主張するのであれば、同自治会の自治会相当分として拠出したことを客観的な批判に耐えうる公正な証拠書類を基に確認すること。

イ 施工業者と同自治会それぞれに対して、新集会所整備費としての入金と払出しについて、それぞれの金融機関発行の通帳により確認すること。

ウ 同自治会に対して、旧集会所14.1坪を新集会所16.1坪に拡大した意思決定過程を議事録を付して明らかにさせること。

以上の3点については、長又は職員等に対して財務会計上の必要な措置を講ずるべきことを勧告するものではない。

したがって、この要求は、法第242条第1項の要件を欠く不適当なものであり却下する。

また、陳述において住民監査請求書に記載されている措置請求内容の範囲を超えて請求する事項についても、本件の対象から外すものと判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

九郎右工門集会所移転整備事業に係る平成28年度幸手市集会所整備事業補助金の支出のうち、請求人が住民監査請求において摘示し法第242条第1項の要件を満たしているものを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

市民生活部市民協働課（以下「市民協働課」という。）を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠及び請求人からの陳述があった。

また、平成30年2月28日及び平成30年3月14日に市民協働課の陳述の聴取及び調査を行った。

さらに、市民生活部長及び市民協働課職員同行のもと、現地確認を実施した。

(1) 請求人 早川智の陳述

ア はじめに

同自治会からの補助金交付申請は幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第3条第2項第3号の適格要件に合致している。申請は事前相談の段階で仮に受付したとしても却下すべきものであった。推測ではあるが、市も同自治会も幸手市集会所整備事業補助金交付要綱に記載されている他の補助制度の「補助」と国土交通省の協議書に記載されている「補償」が別であると思い込んでしまっている。

補助には原則100%というものはあり得ない。補助を受ける側は自助努力で資金を集めている。事業の性質により補助率は50%から10%程度である。

損失補償は国や地方自治体が適法に相手方の同意を得て相手方の財産を侵害した場合、相手方に対して侵害した財産について全額、市場価格等を参考に補償することである。損失補償は100%の補助であり、究極の補助制度である。同自治会に対して国土交通省が行った765万円余りの損失補償は幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第3条第2項第3号の他の補助制度に該当するものである。

14坪の集会所に765万円、坪単価54万円の損失補償費は優遇された補償対応であると見るのが社会的常識である。仮に損失補償費に不満があったならば、国に求めることが筋であり、市が損失補償費の尻拭いをする必要はない。

補助金は市民の税金である。補助金は公共性、正確性、合理性、公平性、公正性が求められる。坪単価54万円の損失補償費は市民生活の平均的水準から見て十分なものであり、同自治会の贅沢のために補助金を出すべきではない。補助金を出してしまったことにより、事を複雑にしてしまった市関係者の責任は重い。

補助金の支給が違法となった場合、申請した同自治会の役員、市の担当部長、偽の領収書を強要された施工業者は処分されなければならない。

イ 違法補助金と判断するに至った背景

何の変哲もないサイディング張り16坪の集会所を見に行ったが、1,265万円にはとうてい見えない。計算すると坪単価78万円となるが、信頼する建築業者からは新築戸建坪単価は40~45万円程度と聞いている。

また、集会所の建設にあたり、団体の自己負担金370万円を出したことについて証拠が見つからない。追加資料として提出した上吉羽集会所建設整備事業の資料によると、上吉羽自治会は、農家組合36戸から417万円の分担金を集めている。構成戸数が17戸の同自治会が370万円の負担金を集めることは到底に不可能であり、国から十分な移転損失補償費を受けていながら、新たに個人負担金を徴収することはありえない。補助金交付申請にあたり、同自治会の担当者が自治会の運営とは関係のない預金通帳を提示したか、同自治会の管理する神社護持のための資金を提示したことが推測される。この担当者は中島用悪水路土地改良区の資金管理の担当者であ

り、そちらの資金を提示したとも推測される。推測したことが事実なら詐欺行為である。

さらに、（資料6）現在までの収支報告について（以下「収支報告（資料6）」という。）には、平成29年1月25日付施工業者発行の領収書400万円について400万216円と記載されている。

平成29年3月15日付施工業者発行の領収書865万7,600円については平成29年3月24日付同自治会の収支報告（資料6）に記載がなく、集会所契約額には765万8,528円と記載されているが、これは国土交通省の損失補償費と一致している。

予算額についても新集会所の建設費は1,265万7,600円で申請しているのに対し、1,141万9,528円と記載があり、完全に食い違っている。

仮に新集会所を1,265万7,600円で建設したならば、補助金交付申請書の事業費財源内訳（その他）欄には損失補償費765万8,528円を記載すべきところ、513万4,938円と記載している。意図的に252万3,590円少なく計上したことは不実記載であり、市は違法に126万円の補助金を支出した。

ウ 幸手市集会所整備事業補助金交付要綱の致命的欠陥

旧幸手市集会所整備事業補助金交付要綱では、小規模自治会の集会所整備に係る補助は最大10万円であつたらしい。新幸手市集会所整備事業補助金交付要綱では、新集会所建設に関しては、自治会規模の大小に関係なく最大500万円まで補助が適用になった。その結果、世帯17戸の小規模自治会に370万円の補助は、1戸あたり22万円相当の補助になる。仮に市内全戸2万2,500戸に補助する換算では50億円を支出することになる。公平性の原則からすれば、小さな自治会が手厚く保護されるバランスの悪い要綱となっている。要綱告示の際は、小さな自治会の扱い、全体のバランスを総合的に勘案すべきであった。

エ 監査委員に対する措置要求事項

同自治会が団体資金370万円を実際に支出したと主張するならば、例えば、集会所建設実施計画書として、収入支出の予算計画書、建設委員組織、建坪16坪にした理由、分担金寄附金申込書の書式、徴収金額一覧などが記

された総会で議決したものを提出させること。

同自治会が集会所を1,265万円で建設したと主張するならば、施工業者に支払ったとされる日時、金額を証する金融機関の通帳を提出させること。併せて1,265万円を受け取ったとする施工業者に対しても金額、日時が記載された金融機関の通帳を提出させること。

市は幸手市集会所整備事業補助金交付要綱の意味するところを深く掘り下げ、かつ補助金が税金で成り立っていることを理解していれば、同自治会の申請を相談の時点で却下できたのにも関わらず、370万円余りの補助金を違法に交付した責任は重い。

要因を探ると、担当職員の知識が欠けていた。知識はあったが面倒なのでやり過ごした。市民協働課に対して同自治会又は市の内部から何等かの圧力があつた。同自治会と市民協働課の間で忖度、共謀があつた。何れかであると推測される。監査委員は市民協働課の担当職員が違法を見抜けなかった原因を探ること。

関係部長はこの問題の実態解明に対し及び腰であると共に性善説で物事をとらえており、問題解決に対して職務を全うしない姿勢は懲戒処分の該当に当たる。これは、部長、課長、担当職員において組織的問題性を抱えている。組織の問題点の解明と改善策を各職員から提出させることを要求する。

部長、課長、担当職員については、具体的にどのような役割を果たしたのか見極め責任の軽重に応じて懲戒処分するよう市長に勧告すべきである。

違法に支出された補助金370万円について、同自治会から速やかに返還させるよう措置を講じていただきたい。

オ 結び

監査委員は違法補助金の問題が正しく決着した段階で、市長から市民に対するお詫び、再発防止策として二度とこのような失態を起こさない旨の宣言をするよう勧告すること。

監査期間60日間の制約条件により監査結果が不十分になることを憂慮する。60日間は別にし、50日程度で中間報告、その後期間延長の協議を提案する。十分に成果が出た段階で最終報告していただきたい。

監査結果に対して不満があるときは、内容の度合いに応じて住民訴訟、刑事告発などの法的手段を視野に入れていることを申し添える。

また、監査委員として成しうることを不十分に行った場合、その手がかりがあった場合、訴訟の対象にするものであることを申し添える。

(2) 市民協働課職員の陳述の要旨等

ア 総論

(ア) 幸手市集会所整備事業補助金制度について

補助金の趣旨・制度

幸手市集会所整備事業補助金制度は、地域の一体感の醸成や共通課題解決のため、地域自治会又はこれに準ずる団体等が実施するコミュニティ活動の拠点となる集会所の整備事業に要する経費に対し、当該年度予算の範囲内において補助金を交付するものである。

イ 請求人の主張に対する意見

(ア) 団体の自己資金がない集会所整備事業であるとの主張について

請求人は、小規模自治会であることに着目し、370万円を超える自己資金の調達は不可能であると主張している。

その理由として、構成戸数17戸の同自治会には、合理的推論により370万円を超える用途自由な余剰金はつくり得ない。当方で調べた類似の小規模自治会の年会費を参考にすると、仮に同自治会が月1,000円の年会費1万2,000円とすると、同自治会の収入年額は20万4,000円である。

また、同自治会は併せて神社も護持し、これに係る収支行為を行っており、同自治会が自治会分と神社分の経費を分けて処理していない場合、この神社の繰越金を、あたかも自治会分の資金370万円余りとして偽ってこれを「見せ金」として、幸手市の補助金交付申請に臨んだことは十分に推測し得る。

また、他方同自治会において、繰越金がなかった場合、自己資金を拠出する方法として、17戸の構成員が1戸あたり22万円余りを出し合ったことも考えられるが、このようなことがなされた形跡も全くないと主張している。

請求人は、同自治会が小規模であることから、自己負担金の可能性を憶測を持って否定している。

自己資金については、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱に証拠書類の確認をすることの規定がなされていないため預金通帳等の確認を行っていない。

しかし、補助金交付申請時の事業費財源内訳と事前事業承認申請時の資金計画に差異がないことを確認している。また、事業費についても見積書、請負契約書、請求書、領収書が全て一致しており、施工業者に全額が支払われていることから、補助金申請書のとおり団体の自己負担はなされているとみるのが自然である。

(イ) 他の補助制度の適用を受けた集会所整備事業であるとの主張について

請求人は、国の損失補償費は補助制度であると主張している。

その理由として、国土交通省から同自治会には、765万8,528円の損失補償費が交付されており、同自治会が新たに整備する集会所建設に十分な資金が提供されている。(旧集会所は14坪余りの平屋建てであり、坪単価は実に54万円余りである。資料4)

これは正に他の補助制度で完全に補償されていることを示しており、同自治会が幸手市に補助金を交付申請する根拠を完全に崩すものであると主張している。

市の「補助制度」に対する考え方については、幸手市補助金等の交付に関する規則第2条に規定されており、寄附金、補助金、負担金、交付金及び助成金を補助金としている。すなわち、この規則において、損失補償費が補助金として定義されていないことから、損失補償費は幸手市集会所整備事業補助金交付要綱の「補助制度」にはあたらない。

(ウ) 収支報告(資料6)に計上されている「契約額」が実際の事業費であるとの主張について

同自治会は、幸手市への補助金交付申請書どおり、1,265万7,600円の新集会所を整備したことになっているが、施工業者作成の2通の手書

き領収書（資料５）と平成29年３月24日付の収支報告（資料６）とを突き合わせてみると、平成29年３月15日付の領収書No２の865万7,600円に相当するものが、9日後の３月24日の収支報告（資料６）にはない。

また、この収支報告（資料６）によると、左最上部に「契約額765万8,528円」とあり、これは先の国土交通省の損失補償費と完全に一致するものであり、実際は、この金額で新集会所を整備したと推測するに足る傍証となるものではないかと主張している。

a 収支報告（資料６）が作成された経緯について

収支報告（資料６）に記載されている金額が実際の事業費と異なっているとの指摘が市にあがってきたが、市は、同自治会がこのような資料を作成していることを関知していなかった。このことについて、同自治会に説明を求めたところ、事業完了後に、自治会内部において「現在までの収支報告について」という当該資料を作成し、これをもって、同自治会の会員に説明をした。また、この収支報告（資料６）は、途中経過のものであるとの回答を得た。

b 収支報告（資料６）に建築費用865万7,600円の記載がされていないことについて

３月15日付で発行された領収書の建築費用額865万7,600円について、３月24日に作成された収支報告（資料６）に記載されていないことについて説明を求めたところ、領収書は３月15日付で同自治会あてに発行してもらっているが、個人から一時借入れを行い、支払ったものであるとの回答を得た。

このため、収支報告（資料６）を作成した３月24日時点では、施工業者には支払いが完了してはいたものの、同自治会が借入れをした個人に対する返済が済んでいなかったため収支報告（資料６）には、865万7,600円の記載をしなかったとの回答を得た。また、一時借入れについては口頭のみで行われたとの回答を得た。

同自治会が一時借入れをした個人に対しては、４月25日付にて同額が支払われていることを同自治会の通帳にて確認をしている。

- c 収支報告（資料6）に記載されている「契約額」及び「予算額」について

収支報告（資料6）に記載されている契約額 765 万 8,528 円について説明を求めたところ、同自治会は、集会所移転に係る損失補償費は江戸川河川事務所との契約をもって締結したという認識でいたため、この契約額は集会所を建設するための事業費ではなく損失補償費 765 万 8,528 円を記載したとの回答を得た。

また、収支報告（資料6）に記載されている予算額 1,141 万 9,528 円について不明であったため説明を求めたところ、損失補償費の 765 万 8,528 円と市補助金 376 万 1,000 円の合計を記載したとの回答を得た。

なお、実際には平成29年1月25日に 400 万円、同年4月25日に 865 万 7,600 円、合計 1,275 万 7,600 円の支払いがされていたことを同自治会の銀行預金通帳で確認した。

- d 収支報告（資料6）に記載されている神社会計について

同自治会会計と神社会計を区分して管理されているか説明を求めたところ、同自治会は、集会所と神社の両方の移転が完了した段階で、当該事業が全て完了するという認識でいたため、同自治会会計と併せて神社会計も記載したもので、管理は別に行っているとの回答を得た。

（エ）事業費の妥当性について

請求人は、何の変哲もない平屋建ての16坪程度の集会所に 1,200 万円もかかるはずがなく、相当高く見積もっても 800 万円がせいぜいであり、信頼し得る建設業者に聴いたところ、近隣の新築建売戸建住宅の標準的坪単価は、40万円から45万円ということであったと主張している。

事業費の妥当性については、明言することはできないが、当該補助制度を活用した他の自治会集会所の平米単価と比較したところ、突出して高いとはいえない。

4 監査対象機関の説明

市民協働課からの前記の陳述と合わせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係を確認するため平成30年2月28日及び3月14日に監査を実施し、以下の説明があった。

(1) 集会所整備事業承認申請から補助金交付までについて

平成27年10月30日、同自治会から幸手市集会所整備事業承認申請書が提出され、平成28年10月12日、同自治会に対し、幸手市集会所整備事業承認通知をした。同年12月9日、幸手市集会所整備事業補助金交付申請書が提出され、同年12月12日、同自治会に対し、幸手市集会所整備事業補助金交付決定通知をした。平成29年3月15日、幸手市集会所整備事業補助金実績報告書が提出され、同年3月23日、市民協働課職員が現地調査を行い、同自治会に対し、幸手市集会所整備事業交付額確定通知をした。同年4月12日、同自治会に対して376万1,000円を交付した。

(2) 団体の自己資金の確認について

請求人は、「自己資金のない団体」の集会所整備事業に補助金を支出したことは、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱の規定に反して違法であると主張しているが、事前に事業承認申請を受領する際、事業計画書の資金計画を確認している。幸手市集会所整備事業補助金交付要綱には、補助金申請にあたり自己資金の証拠書類の提出を求める規定がないことから、預金通帳等の確認は行っていない。

(3) 同自治会に交付された損失補償費について

集会所の建物自体に係る金額は、損失補償費765万8,528円のうち物件移転料の木造平屋建集会所として513万4,938円である。建物の補償費の算定については、補償対象の建物と全く同様の建物を建てた場合にかかる費用を算出し、そこから築年数に応じて金額を減価されている。したがって、損失補償費の範囲内で旧集会所と同様の集会所が建築できるものとは考えていない。

(4) 収支報告（資料6）について

収支報告（資料6）は同自治会会員への説明用資料として作成されたものであり、市では関知していなかった。この資料の内容について、同自治会へ説明を求めたところ、次の回答を得た。

ア 契約額 765 万 8,528 円と計上されていることについて

同自治会では、江戸川河川事務所と損失補償の契約を交わしたという認識を持っていたため、損失補償費を契約額として計上した。

イ 予算額 1,141 万 9,528 円と記載されていることについて

集会所移転整備事業に係る損失補償費 765 万 8,528 円と市補助金 376 万 1,000 円の部分について予算として記載した。

ウ 補助対象経費と対象外経費が分けられずに計上されていたこと及び神社移転整備事業が並べて記載されていたことについて

同自治会会計と神社会計は別々に経理しているが、集会所移転整備事業と神社移転事業を 2 つで一つの事業として認識していた。また、集会所移転整備事業の経理については、補助対象経費と対象外経費を分ける必要があると認識していなかった。

エ 平成29年 3 月15日付の施工業者発行の領収書 865 万 7,600 円が計上漏れであることについて

施工業者に対し、2 回に分け平成29年 1 月25日に 400 万円、同年 3 月15日に 865 万 7,600 円、合計 1,265 万 7,600 円を支払った。このうち、3 月15日支払い分については個人から一時借入れを行い支払ったものである。

収支報告（資料 6）は平成29年 3 月24日付で作成したものであるが、資料作成時点では、借り入れた資金の返済を行っていないため計上しなかった。

以上、ア～ウの 3 点については、収支が不明瞭であり、会員に誤解を与えかねないものであること、収支報告は補助対象経費及び対象外経費、神社移転事業の 3 つについて別々に作成するべきではないかとアドバイスした。

また、エについては、一時借り入れ金は、平成29年 4 月25日付で 865 万 7,600 円の返済がされていたことを同自治会の銀行預金通帳で確認した。また、集会所整備事業の最終的な収支報告の作成予定について確認したところ、神社移転事業の完了に合わせて作成する予定である、との回答だった。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査並びに市民協働課に対する監査により、次の事項を確認した。

調査の結果、以下の事実が認められた。

(1) 九郎右工門集会所移転整備事業の内容について

同集会所移転整備事業は、国土交通省が施行する首都圏氾濫堤防強化対策工事に必要な土地等の取得等に伴い集会所移転整備工事を行ったものである。

ア 集会所整備事業名 九郎右工門集会所移転整備事業

イ 事業種目 新築事業

ウ 事業主体 九郎右工門自治会

エ 事業地 幸手市大字惣新田字九郎右工門2781番5

オ 事業費 1,265万7,600円

カ 工期 平成28年12月1日から平成29年2月28日

キ 施工業者 野村工務店

(2) 集会所移転整備事業承認申請から補助金支給日までについて

・ 事業承認申請日	平成27年10月30日
・ 事業承認通知日	平成28年10月12日
・ 補助金交付申請日	平成28年12月9日
・ 補助金交付決定日	平成28年12月12日
・ 実績報告書提出日	平成29年3月15日
・ 交付額確定通知日	平成29年3月23日
・ 補助金交付請求日	平成29年3月27日
・ 補助金支給日	平成29年4月12日
事業費	1,265万7,600円
市補助金交付額	376万1,000円

(3) 同集会所の建築確認申請から工事完了審査までについて

・ 建築確認申請日	平成28年11月22日
・ 建築確認済書交付日	平成28年12月2日
・ 工事完了検査申請日	平成29年2月28日

・ 工事完了済書交付日

平成29年 3 月 7 日

市の建築指導課の完了検査により、同集会所の建物が建築基準法に適合しているものとし完了済証の交付を受けている。

第 4 監査の結果

請求人から提出された請求書、請求人及び執行機関の陳述、実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象としたものについて、合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項についての判断

(1) 団体の自己資金がない集会所整備事業であり、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 1 号に違反しているとの主張について

請求人は、小規模自治会であることに着目し、370 万円を超える自己資金の調達は不可能であると主張している。

幸手市集会所整備事業補助金交付要綱には、補助金申請にあたり自己資金の証拠書類等の提出を求める規定がない。このことから、市民協働課は事業承認申請時や交付申請時に書面上資金計画など事業財源等の確認はしていたものの、預金通帳等において確認を行っていない。しかしながら、最終的に、同自治会から施工業者に工事費の全額が支払われていたことから、市民協働課が主張するとおり団体の自己負担がなされた集会所整備事業であると判断することが妥当である。

以上のことから、同自治会に自己資金がないとし、幸手市が支出した補助金が幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 1 号に違反しているという請求人の主張は認められない。

(2) 他の補助制度の適用を受けた集会所整備事業であり、幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 3 号に違反しているとの主張について

請求人は、国の堤防強化対策工事に伴う集会所移転新築の損失補償費は補助制度であると主張している。

幸手市補助金等の交付に関する規則第 2 条において、補助金とは寄附金、

補助金、負担金、交付金及び助成金等と規定しており、また、このうち法令の規定に基づき支出の義務を有するものは除くとしている。

損失補償費は、補助金の定義に含まれておらず、また、本件は、国土交通省が実施する土地収用に伴う損失補償費であり、土地収用法の法令に基づき交付されるものであることから損失補償費は補助金にあたらないと判断することが妥当であると考えます。

以上のことから、同自治会が損失補償費の交付を受けたことをもって、幸手市長が同自治会に支出した補助金が幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第3条第2項第3号に違反しているという請求人の主張は認められない。

(3) 補助金交付申請書及び収支報告（資料6）の記載内容は支離滅裂であるとの主張について

請求人は、収支報告（資料6）の契約額の欄に損失補償費と同額の765万8,528円が記載されていたこと、また、予算額に不明瞭な額が計上されていたこと、さらに3月15日付で発行された建築費用の領収書865万7,600円の金額が掲載されていないことなどをもって、支離滅裂で信用度が低いと主張している。

また、補助金交付申請書が仮に有効であったとしても、事業費の「その他」財源額について、損失補償費全額765万8,528円を充てるべきところ、513万4,938円と少なく計上し、その差額として市から概算126万円補助金を違法に受けたことになると主張している。

市民協働課は、収支報告（資料6）の記載内容について同自治会に説明を求め、その結果を「第3-3-(2)市民協働課職員の陳述の要旨等」及び「第3-4監査対象機関の説明」に記載しているとおりであり、請求人の主張する契約額、予算額、領収書の事務処理、経理処理に対する不明な点が明らかになったものと認められる。また、最終的に補助金交付申請書に記載されている事業費が施工業者に全額支払われていることを同自治会の通帳で確認されている。これらのことから総合的に判断すると、補助金を違法に申請したとはいえない。

補助金交付申請書の事業費の財源内訳「その他」については、損失補償費のうち、集会所の物件移転料を記載したものである。幸手市集会所整備事業補助金交付要綱第4条には、補助対象経費について規定されており、集会所整備事業の直接的費用と認めがたい経費を対象外としている。即ち、建物本体工事のみを対象とするものであり、同自治会が建物本体分に相当するであろう財源として、損失補償費のうち工作物移転料、移転雑費補償金等を除いた木造平屋建集会所分をその他の財源として充てたことは妥当であると考えらる。

以上の理由により、収支報告（資料6）の内容が支離滅裂であることをもって補助金を違法に申請したとの請求人の主張は認められない。

2 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張は認められないものと判断し、本請求を棄却する。

3 意 見

請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却としたが、本件に関連して次のとおり意見を述べる。

同集会所については、平成30年3月14日に市民生活部長及び市民協働課職員同行のもと現地視察したところ、集会所の建設は適切になされていた。

市と自治会は対等なパートナーであり、コミュニティ活動の拠点となる集会所整備は必要不可欠な補助事業と認識する。

しかしながら、補助金は公金でまかなわれているものであることから、事務の執行においては、今後も厳しい認識をもって努められたい。